平成２２年（フ）第２１１号
東京都足立区千住柳町19番２号
破産者　有限会社ハラケン
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
東京都多摩市永山３丁目３番地19―202
破産者　吉川　悠一
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３８号
東京都多摩市永山３丁目３番地19―202
破産者　吉川惠美子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
静岡県三島市松本396番地の１
破産者　有限会社三島商会
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
滋賀県湖南市石部緑台２丁目５番２号
破産者　有限会社慶和建設
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４６号
横浜市中区寿町１丁目１番地11
破産者　有限会社アイ・イー
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
三重県松阪市嬉野上野町字御殿山1761番地の７
破産者　有限会社冨起産業
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３６６号
京都府向日市鶏冠井町東井戸23番地の14
破産者　有限会社和商事
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４６１号
函館市海岸町10番19号
破産者　オバタ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
秋田市飯島字西袋220番地８、住居表示変更後秋田市飯島西袋２丁目18番16号
破産者　有限会社北斗工業
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９号
秋田市港北新町７番38号
破産者　有限会社どうい住宅工業
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第５８号
三重県津市白山町八対野768番地１
破産者　岡田　洋子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５６４号
京都市右京区西院月双町４番地　プラザ篠208号室、破産手続開始決定時の住所京都市中京区西ノ京藤ノ木町３番地
破産者　被相続人亡矢藤政次の相続財産
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１７年（フ）第３４６号
福島県相馬市中村字大町79番地
破産者　株式会社優和信販
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１７８号
福岡県大川市大字大野島879番地
破産者　東田ひとみ
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
山形県村山市大字楯山661番地
破産者　金子　松雄
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
山形県上山市石崎１丁目７番９号
破産者　中條　敬子（旧姓三沢）
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
金沢市涌波４丁目13番７号、従前の住所石川県白山市宮永市町671番地６
破産者　瀬戸　武一
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３０１号
愛知県津島市藤浪町２丁目１番地２　津島公団住宅１棟104号
破産者　水谷　　勝
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３０３号
名古屋市天白区植田西３丁目315番地　サントピア室賀301号
破産者　松永　　浩
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部